

第7次 上市町行政改革大綱

令和5年2月1日

上市町

1 趣旨

上市町では、昭和 61 年に第 1 次上市町行政改革大綱を策定して以降、直近の第 6 次上市町行政改革に至るまで、町民サービスの向上と行政運営のスリム化・効率化等を目指した行政改革に取り組んでおり、一定の効果が得られたものと判断しております。

しかし、人口の減少や少子高齢化の進行への対策等大きな課題を抱えるとともに、新型コロナウイルスの蔓延は我々の日常生活や経済活動に多大な影響を与え、それに伴い生じた新たな課題に対しても適切に対応することが求められています。さらに、デジタル技術の進展に伴い、今後それらを有効に活用することによって、行政の効率化や町民の利便性の向上を図ることが求められています。

このような中で、第 8 次上市町総合計画に定めるまちの将来像「つながるにぎわう ささえあう すべては私とミライのために みんなが主役のまち上市」の実現を目指すためには、最少の経費で最大の効果を生み出すコスト意識による事務・事業の実施、デジタル技術の活用等による業務効率化の推進、民間活力の活用等により、引き続き、行政改革を推進していく必要があります。

このことから、町の現状を踏まえ、第 8 次上市町総合計画に基づき、町の行政改革の指針となる第 7 次上市町行政改革大綱を策定しました。

2 計画の位置付け

町の総合的かつ計画的な行政運営の指針として策定した第 8 次上市町総合計画の政策項目「行財政運営の推進」に基づき、その前期基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の施策の一つとして「利便性と質の高い行政サービスの推進」を掲げており、町民のニーズに対応した町組織の基盤強化を図るため、公共施設の効率的・効果的な管理や、事務事業の見直し、人材育成等の行政改革を推進することとしています。

3 改革の基本方針

(1) 質の高い行政サービスの推進

町民の視点に立った行政サービスの提供に向けて、町が行う事務事業について継続的な見直し、改善に努めるとともに、適正な職員配置、職員の能力・資質の向上を図ります。

また、行政手続等におけるデジタル化を推進し、新しい技術の導入による業務の省力化や、電子申請等の推進による町民の利便性の向上を図ります。

実施にあたっては、P D C A（Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)）のマネジメントサイクルを通じて、より町民満足度の高い行政サービスの提供を目指します。

(2) 民間活力の活用

多種多様な地域の課題を解決していくために、町民と行政が互いに協力して知恵を出し合う「協働」の考え方のもと、多様な主体によるまちづくりへの参画を促すとともに、きめ細かな情報提供に努めます。

また、民間企業等への業務委託の推進や、指定管理者制度の活用に取り組み、民間活力の活用に努めます。

(3) 行財政基盤の確立

第8次上市町総合計画に基づく施策を着実に実行していくためには、収支の均衡、負債の抑制等より健全な財政運営を行うことが求められます。

このことから、歳出の見直しを図るとともに、人口増対策や企業誘致等将来的な歳入増加につながる施策を推進することにより、安定した財政基盤の確立を目指します。

また、公共施設等の総合的な管理の推進や、地方公営企業（上下水道、病院等）の経営基盤強化等財政の健全化に資する取り組みを進めてまいります。

4 改革の推進方策

(1) 計画期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

(2) 実施計画の策定等

行政改革を推進するため、各課・局において、総合計画に掲げる数値目標や各種計画等に留意しつつ、具体的な行政改革の重点的な取組課題を実施計画として策定するものとし、その内容については、可能な限り年次毎の数値目標を設定するなど、極力わかりやすいものとなるよう努めます。

また、計画期間内において発生する新たな課題にも柔軟に対応するため、必要に応じて実施計画の見直しを行うものとします。

(3) 取組状況の公表

実施計画の取組状況等については、町ホームページを通じて、年度毎にその実績を公表します。